

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年2月15日
【四半期会計期間】	第71期第3四半期(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)
【会社名】	株式会社ディスコ
【英訳名】	DISCO CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 関家 一馬
【本店の所在の場所】	東京都大田区大森北二丁目13番11号
【電話番号】	(03)4590-1111(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役サポート本部長 田村 隆夫
【最寄りの連絡場所】	東京都大田区大森北二丁目13番11号
【電話番号】	(03)4590-1099(IR室直通)
【事務連絡者氏名】	取締役サポート本部長 田村 隆夫
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第70期 第3四半期連結 累計期間	第71期 第3四半期連結 累計期間	第70期 第3四半期連結 会計期間	第71期 第3四半期連結 会計期間	第70期
会計期間	自平成20年 4月1日 至平成20年 12月31日	自平成21年 4月1日 至平成21年 12月31日	自平成20年 10月1日 至平成20年 12月31日	自平成21年 10月1日 至平成21年 12月31日	自平成20年 4月1日 至平成21年 3月31日
売上高(百万円)	46,608	41,053	11,110	17,995	53,108
経常利益又は経常損失() (百万円)	3,542	1,832	523	2,116	1,460
四半期(当期)純利益又は四半期 純損失()(百万円)	2,113	1,182	545	1,277	251
純資産額(百万円)	-	-	88,597	86,734	86,328
総資産額(百万円)	-	-	108,573	127,495	123,925
1株当たり純資産額(円)	-	-	2,594.74	2,560.78	2,552.54
1株当たり四半期(当期)純利益 金額又は四半期純損失() (円)	62.27	35.18	16.08	38.02	7.41
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	62.16	35.04	-	37.84	7.40
自己資本比率(%)	-	-	81.1	67.5	69.2
営業活動による キャッシュ・フロー(百万円)	4,210	8,451	-	-	4,605
投資活動による キャッシュ・フロー(百万円)	10,661	9,895	-	-	13,586
財務活動による キャッシュ・フロー(百万円)	3,186	5,233	-	-	24,363
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高(百万円)	-	-	14,560	26,901	33,418
従業員数(人)	-	-	2,451	2,454	2,438

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。

2. 売上高は消費税等抜きで表示しております。

3. 第70期第3四半期連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載していません。

2【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループ（当社および当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

（1）連結会社の状況

平成21年12月31日現在

従業員数（人）	2,454	(1,019)
---------	-------	---------

（注）1．従業員数は就業人員数（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時従業員数は（ ）内に当第3四半期連結会計期間の平均人員を外数で記載しております。

2．臨時従業員数には、契約社員（嘱託、準社員およびパートタイマー等の臨時社員）を含み、人材会社からの派遣社員は除いております。

（2）提出会社の状況

平成21年12月31日現在

従業員数（人）	1,662	(889)
---------	-------	-------

（注）1．従業員数は就業人員数（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時従業員数は（ ）内に当第3四半期会計期間の平均人員を外数で記載しております。

2．臨時従業員数には、契約社員（嘱託、準社員およびパートタイマー等の臨時社員）を含み、人材会社からの派遣社員は除いております。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第3四半期連結会計期間の生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	当第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	前年同四半期比(%)
電子業界関連製品事業(百万円)	14,537	171.7
産業用研削製品事業(百万円)	223	84.9
その他事業(百万円)	78	123.7
合計(百万円)	14,839	168.7

- (注) 1. 金額は販売価格によっており、セグメント間の内部振替前の数値によっております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注状況

当第3四半期連結会計期間における受注状況を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	受注高(百万円)	前年同四半期比(%)	受注残高(百万円)	前年同四半期比(%)
電子業界関連製品事業	18,981	234.7	6,555	144.1
産業用研削製品事業	441	97.7	117	141.6
その他事業	5	10.3	3	4.5
合計	19,428	226.1	6,676	142.0

- (注) 1. セグメント間の取引については相殺消去しております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当第3四半期連結会計期間の販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	当第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	前年同四半期比(%)
電子業界関連製品事業(百万円)	17,573	166.3
産業用研削製品事業(百万円)	407	81.7
その他事業(百万円)	15	34.1
合計(百万円)	17,995	162.0

- (注) 1. セグメント間の取引については相殺消去しております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2【事業等のリスク】

当第3四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

（1）業績の状況

当第3四半期の半導体業界は、新製品の投入や新興国市場の拡大に伴い最終製品の需要が増加したことで、メモリ価格が上昇するなどの回復を見せており、サブコンを中心に設備投資を再開し始めました。また、前四半期に引き続き、高輝度LED用の設備投資も積極的に行われました。

当社グループは、このような事業環境の好転に合わせ、経営リソースの投入を拡充しながら市場の需要増加に柔軟に対応してまいりました。

以上の結果、当第3四半期連結会計期間は、売上高179億95百万円（前年同期比62.0%増）、営業利益21億30百万円（前年同期は10億18百万円の損失）、経常利益21億16百万円（同5億23百万円の損失）、四半期純利益12億77百万円（同5億45百万円の損失）となりました。

事業の種類別セグメントの業績は次のとおりであります。

電子業界関連製品事業

当第3四半期の精密切断装置（主にダイシングソー）の売上高は、メーカ各社によるLED生産設備増強を背景にレーザーの出荷が増加した他、アジア地域を中心にIC向けやパッケージ向け装置も堅調に推移したことから大きく伸びました。また、精密研削装置（主にグラインダ）はこれまで極めて低い水準にありましたが、当第3四半期ではサブコンを中心に設備投資再開の動きがあり、回復の兆しが出てきました。精密加工ツールは、顧客の生産稼働率が高水準に推移していることから堅調な売上高となりました。

以上の結果、当第3四半期連結会計期間は、売上高175億73百万円（前年同期比66.3%増）、営業利益28億62百万円（前年同期は3億99百万円の損失）となりました。

産業用研削製品事業

当事業は、土木・建築業界および各種製造業向けの産業用ダイヤモンド工具、自動車および電子部品向けなどの一般砥石の製造・販売を行っています。

当第3四半期連結会計期間は、売上高は依然として厳しい経済環境の影響を受け4億7百万円（前年同期比18.3%減）、営業利益は42百万円（前年同期は1百万円の利益）となりました。

その他事業

当事業は、半導体製造装置メーカーなど向けにコンピュータシステムのソフト・ハードの開発・販売を行っています。

当第3四半期連結会計期間は、売上高15百万円（前年同期比65.9%減）、営業損失42百万円（前年同期は26百万円の損失）となりました。

所在地別セグメントの業績は、次のとおりであります。

国内

当セグメントは国内のほか、現地の代理店（主に台湾・韓国）を通じて販売している売上高も含んでいます。

当第3四半期連結会計期間は、精密加工装置の出荷が増加したことから、売上高118億92百万円（前年同期比84.6%増）、営業利益20億90百万円（前年同期は8億72百万円の損失）となりました。

在外

北米地域は、売上高10億61百万円（前年同期比19.5%増）、営業利益72百万円（前年同期は1百万円の利益）となりました。

アジア地域は、売上高32億31百万円（前年同期比63.0%増）、営業利益4億41百万円（前年同期は54百万円の損失）となりました。

ヨーロッパ地域は、売上高は18億10百万円（前年同期比0.7%増）、営業利益2億39百万円（前年同期比157.9%増）となりました。

（2）キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、事業環境の好転により税金等調整前四半期純利益が20億88百万円となり、売上債権の増加（46億26百万円）、長期借入金の返済（19億94百万円）等があったものの、減価償却費（13億44百万円）、仕入債務の増加（46億64百万円）、定期預金の払戻（64億円）、社債の発行（99億76百万円）等の影響により、173億15百万円増加し、269億1百万円となりました。また前年同四半期連結会計期間末に比べ123億40百万円増加しました。

当第3四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は、43億54百万円となりました。

これは主に、売上債権の増加額46億26百万円等の減少があったものの、税金等調整前四半期純利益が20億88百万円、減価償却費13億44百万円、仕入債務の増加額46億64百万円等の資金の増加の影響によるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果得られた資金は、48億97百万円となりました。

これは主に、有形固定資産の取得による支出12億26百万円等があったものの、定期預金の払戻64億円等の収入があったことによるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果得られた資金は、76億56百万円となりました。

これは主に、長期借入金の返済による支出19億94百万円等があった一方で、今後想定される災害等のリスク低減や製品需要増加に対応するための生産設備の増強の課題に対し、このたび、海外転換社債市場が安定化していることを捉え、新株予約権付社債発行を行ったこと等により、社債発行による収入99億76百万円があったことによるものです。

（3）事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

（4）研究開発活動

当第3四半期連結会計期間におけるグループ全体の研究活動の金額は、19億5百万円であります。なお、当第3四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、前四半期連結会計期間末において計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画は次のとおりであります。

会社 事業所名	所在地	事業の種類別 セグメント の名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び 完了予定年月		完成後の 増加能力
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了	
当社 呉工場	広島県 呉市	電子業界関連 製品事業	精密加工 ツール 生産設備	2,500	-	自己資金 および 転換社債	平成22年 1月	平成23年 11月	(注)

(注) 主な目的は、事業継続の対応力強化および合理化投資であり、完成後の生産能力は強化されます。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	72,000,000
計	72,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成21年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成22年2月15日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	34,004,418	34,004,418	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 100株
計	34,004,418	34,004,418	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、平成22年2月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

旧商法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成16年6月24日定時株主総会決議及び平成16年7月27日取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数(個)	116
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	11,600
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1(注)
新株予約権の行使期間	自平成16年7月28日 至平成36年6月1日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた取締役は、役員退職慰労金に代えて、当社の取締役を退任(再任された場合は含まない。)した後に限り、行使できる。ただし、平成35年7月27日より前に割当を受けた取締役が当社の取締役の地位を退任しなかった場合、その取締役は同日以降行使期間満了日までの間、新株予約権を行使することができる。 また、割当を受けた取締役が死亡した場合は、その相続人がこれを行使できる。 (役員退職慰労金は平成16年に廃止。)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡をするには、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

平成16年6月24日定時株主総会決議及び平成16年10月21日取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数(個)	444
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	44,400
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 4,730 (注)
新株予約権の行使期間	自 平成18年10月30日 至 平成24年10月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 4,730 資本組入額 2,365
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役もしくは従業員(顧問、相談役を含む。)または当社子会社の取締役もしくは従業員(顧問、相談役を含む。)の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。 また、新株予約権者が死亡した場合は、その相続人がこれを行使できる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は原則として認めない。 なお、新株予約権の譲渡をするには当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

平成17年6月24日定時株主総会決議及び平成17年7月21日取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数(個)	121
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	12,100
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1(注)
新株予約権の行使期間	自平成17年7月22日 至平成37年7月21日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた取締役は、役員退職慰労金に代 えて、当社の取締役を退任(再任された場合は含まない。)し た後に限り、行使できる。ただし、平成36年7月31日より前 に割当を受けた取締役が当社の取締役の地位を退任しな かった場合、その取締役は同日以降行使期間満了日までの 間、新株予約権を行使することができる。 また、割当を受けた取締役が死亡した場合は、その相続人が これを行使できる。 (役員退職慰労金は平成16年に廃止。)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡をするには、当社取締役会の承認を要す る。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

平成17年6月24日定時株主総会決議及び平成17年10月26日取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数(個)	982
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	98,200
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 5,162 (注)
新株予約権の行使期間	自 平成19年11月5日 至 平成25年11月4日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 5,162 資本組入額 2,581
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役もしくは従業員(顧問、相談役を含む。)または当社子会社の取締役もしくは従業員(顧問、相談役を含む。)の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。 また、新株予約権者が死亡した場合は、その相続人がこれを行使できる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は原則として認めない。 なお、新株予約権の譲渡をするには当社取締役会の承認を要する。
代用払込みにに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成18年6月23日定時株主総会決議及び平成18年7月20日取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数(個)	88
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	8,800
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1 (注)1
新株予約権の行使期間	自平成18年8月12日 至平成38年8月11日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 5,932 (注)2 資本組入額 2,966
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた取締役は、役員退職慰労金に代 えて、当社の取締役を退任(再任された場合は含まない。)し た後に限り、行使できる。ただし、平成37年8月31日より前 に割当を受けた取締役が当社の取締役の地位を退任しな かった場合、その取締役は同日以降行使期間満了日までの 間、新株予約権を行使することができる。 また、割当を受けた取締役が死亡した場合は、その相続人が これを行使できる。 (役員退職慰労金は平成16年に廃止。)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡をするには、当社取締役会の承認を要す る。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2. 発行価格は、新株予約権の払込金額5,931円と行使時の払込金額1円を合算しております。

なお、新株予約権の払込金額5,931円については、当社取締役の当社に対する報酬債権と相殺されます。

平成18年6月23日定時株主総会決議及び平成18年10月25日取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数(個)	228
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	22,800
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 7,616 (注)1
新株予約権の行使期間	自 平成20年11月10日 至 平成26年11月9日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 9,542 (注)2 資本組入額 (注)3
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役もしくは従業員(顧問、相談役を含む。)または当社子会社の取締役もしくは従業員(顧問、相談役を含む。)の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。 また、新株予約権者が死亡した場合は、その相続人がこれを行使できる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は原則として認めない。 なお、新株予約権の譲渡をするには当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2. 発行価格は、新株予約権の払込金額1,926円と行使時の払込金額7,616円を合算しております。

なお、新株予約権の払込金額1,926円については、当社取締役の当社に対する報酬債権と相殺されます。

3. (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものといたします。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額といたします。

平成18年6月23日定時株主総会決議及び平成18年10月25日取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数(個)	605
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	60,500
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 7,616 (注)1
新株予約権の行使期間	自 平成20年11月10日 至 平成26年11月9日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 7,616 (注)2 資本組入額 (注)3
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役もしくは従業員(顧問、相談役を含む。)または当社子会社の取締役もしくは従業員(顧問、相談役を含む。)の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。 また、新株予約権者が死亡した場合は、その相続人がこれを行使できる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は原則として認めない。 なお、新株予約権の譲渡をするには当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2. 当社従業員、当社子会社取締役および従業員に対する新株予約権の払込金額は無償であるため、発行価格は行使時の払込金額と同額であります。

3. (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものといたします。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額といたします。

平成19年7月24日取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数(個)	89
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	8,900
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1 (注)1
新株予約権の行使期間	自平成19年8月9日 至平成39年8月8日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 6,490 (注)2 資本組入額 3,245
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた取締役は、役員退職慰労金に代 えて、当社の取締役を退任(再任された場合は含まない。)し た後に限り、行使できる。ただし、平成38年7月31日より前 に割当を受けた取締役が当社の取締役の地位を退任しな かった場合、その取締役は同日以降行使期間満了日までの 間、新株予約権を行使することができる。 また、割当を受けた取締役が死亡した場合は、その相続人が これを行使できる。 (役員退職慰労金は平成16年に廃止。)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡をするには、当社取締役会の承認を要す る。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2. 発行価格は、新株予約権の払込金額6,489円と行使時の払込金額1円を合算しております。

なお、新株予約権の払込金額6,489円については、当社取締役の当社に対する報酬債権と相殺されます。

平成19年10月25日取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数(個)	308
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	30,800
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 7,327 (注)1
新株予約権の行使期間	自 平成21年11月10日 至 平成27年11月9日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 8,812 (注)2 資本組入額 (注)3
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役もしくは従業員(顧問、相談役を含む。)または当社子会社の取締役もしくは従業員(顧問、相談役を含む。)の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。 また、新株予約権者が死亡した場合は、その相続人がこれを行使できる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は原則として認めない。 なお、新株予約権の譲渡をするには当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2. 発行価格は、新株予約権の払込金額1,485円と行使時の払込金額7,327円を合算しております。

なお、新株予約権の払込金額1,485円については、当社取締役の当社に対する報酬債権と相殺されます。

3. (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものといたします。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額といたします。

4. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「組織再編成対象会社」という。)の新株予約権を交付することといたします。

この場合においては、残存新株予約権は消滅し、組織再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものといたします。組織再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を定めた吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画の承認議案につき、当社株主総会の承認を受けた場合に限るものといたします。

平成19年6月22日定時株主総会決議及び平成19年10月25日取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数(個)	695
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	69,500
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 7,327 (注)1
新株予約権の行使期間	自平成21年11月10日 至平成27年11月9日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 7,327 (注)2 資本組入額 (注)3
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役もしくは従業員(顧問、相談役を含む。)または当社子会社の取締役もしくは従業員(顧問、相談役を含む。)の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。 また、新株予約権者が死亡した場合は、その相続人がこれを行行使できる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は原則として認めない。 なお、新株予約権の譲渡をするには当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2. 当社従業員、当社子会社取締役および従業員に対する新株予約権の払込金額は無償であるため、発行価格は行使時の払込金額と同額であります。

3. (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものといたします。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額といたします。

4. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「組織再編成対象会社」という。)の新株予約権を交付することといたします。

この場合においては、残存新株予約権は消滅し、組織再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものといたします。組織再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を定めた吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画の承認議案につき、当社株主総会の承認を受けた場合に限るものといたします。

平成20年7月29日取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数(個)	140
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	14,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1 (注)1
新株予約権の行使期間	自平成20年8月14日 至平成40年8月13日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 3,781 (注)2 資本組入額 1,891
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた取締役は、役員退職慰労金に代 えて、当社の取締役を退任(再任された場合は含まない。)し た後に限り、行使できる。ただし、平成39年7月31日より前 に割当を受けた取締役が当社の取締役の地位を退任しな かった場合、その取締役は同日以降行使期間満了日までの 間、新株予約権を行使することができる。 また、割当を受けた取締役が死亡した場合は、その相続人が これを行使できる。 (役員退職慰労金は平成16年に廃止。)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡をするには、当社取締役会の承認を要す る。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2. 発行価格は、新株予約権の払込金額3,780円と行使時の払込金額1円を合算しております。

なお、新株予約権の払込金額3,780円については、当社取締役の当社に対する報酬債権と相殺されます。

平成20年10月28日取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数(個)	834
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	83,400
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 2,583 (注)1
新株予約権の行使期間	自 平成22年11月13日 至 平成28年11月12日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 3,184 (注)2 資本組入額 (注)3
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役もしくは従業員(顧問、相談役を含む。)または当社子会社の取締役もしくは従業員(顧問、相談役を含む。)の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。 また、新株予約権者が死亡した場合は、その相続人がこれを行使できる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は原則として認めない。 なお、新株予約権の譲渡をするには当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2. 発行価格は、新株予約権の払込金額601円と行使時の払込金額2,583円を合算しております。

なお、新株予約権の払込金額601円については、当社取締役の当社に対する報酬債権と相殺されます。

3. (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものといたします。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額といたします。

平成20年6月24日定時株主総会決議及び平成20年10月28日取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数(個)	808
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	80,800
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 2,583 (注)1
新株予約権の行使期間	自 平成22年11月13日 至 平成28年11月12日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,583 (注)2 資本組入額 (注)3
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役もしくは従業員(顧問、相談役を含む。)または当社子会社の取締役もしくは従業員(顧問、相談役を含む。)の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。 また、新株予約権者が死亡した場合は、その相続人がこれを行使できる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は原則として認めない。 なお、新株予約権の譲渡をするには当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2. 当社従業員、当社子会社取締役および従業員に対する新株予約権の払込金額は無償であるため、発行価格は行使時の払込金額と同額であります。

3. (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものといたします。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額といたします。

平成21年7月22日取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数(個)	156
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	15,600
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1 (注)1
新株予約権の行使期間	自平成21年8月7日 至平成41年8月6日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 4,359 (注)2 資本組入額 2,180
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた取締役は、役員退職慰労金に代えて、当社の取締役を退任(再任された場合は含まない。)した後に限り、行使できる。ただし、平成40年7月31日より前に割当を受けた取締役が当社の取締役の地位を退任しなかった場合、その取締役は同日以降行使期間満了日までの間、新株予約権を行使することができる。 また、割当を受けた取締役が死亡した場合は、その相続人がこれを行使できる。 (役員退職慰労金は平成16年に廃止。)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡をするには、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2. 発行価格は、新株予約権の払込金額4,358円と行使時の払込金額1円を合算しております。

なお、新株予約権の払込金額4,358円については、当社取締役の当社に対する報酬債権と相殺されます。

平成21年10月29日取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数(個)	299
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	29,900
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 5,853 (注)1
新株予約権の行使期間	自 平成23年11月14日 至 平成29年11月13日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 7,442 (注)2 資本組入額 (注)3
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役もしくは従業員(顧問、相談役を含む。)または当社子会社の取締役もしくは従業員(顧問、相談役を含む。)の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由がある場合にはこの限りでない。 また、新株予約権者が死亡した場合は、その相続人がこれを行使できる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は原則として認めない。 なお、新株予約権の譲渡をするには当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2. 発行価格は、新株予約権の払込金額1,589円と行使時の払込金額5,853円を合算しております。

なお、新株予約権の払込金額1,589円については、当社取締役の当社に対する報酬債権と相殺されます。

3. (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものといたします。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額といたします。

平成21年6月23日定時株主総会決議及び平成21年10月29日取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数(個)	772
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	77,200
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 5,853 (注)1
新株予約権の行使期間	自平成23年11月14日 至平成29年11月13日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 5,853 (注)2 資本組入額 (注)3
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役もしくは従業員(顧問、相談役を含む。)または当社子会社の取締役もしくは従業員(顧問、相談役を含む。)の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由がある場合にはこの限りでない。 また、新株予約権者が死亡した場合は、その相続人がこれを行使できる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は原則として認めない。 なお、新株予約権の譲渡をするには当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2. 当社従業員、当社子会社取締役および従業員に対する新株予約権の払込金額は無償であるため、発行価格は行使時の払込金額と同額であります。

3. (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものといたします。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額といたします。

会社法に基づき発行した新株予約権付社債は、次のとおりであります。

2014年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債 平成21年11月26日取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権付社債の残高(百万円)	10,000
新株予約権の数(個)	2,000個および代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額を500万円を除いた個数の合計数
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,636,393 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	6,111 (注)2
新株予約権の行使期間	自平成22年1月4日 至平成26年12月2日 (行使請求受付場所現地時間)
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注)3
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできない。
代用払込みに関する事項	(注)4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

(注)1. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を
(注)2. 記載の転換価額で除した数とします。ただし、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行いません。

2. 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行または当社の保有する当社普通株式を処分する場合、下記の算式により調整されます。なお、下記の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式(当社が保有するものを除く。)の総数をいいます。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割または併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されるものを含む。)の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整されます。

3. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とします。

4. 該当事項はありません。ただし、各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とします。

5.(イ) 組織再編等が生じた場合、当社は、承継会社等（以下に定義する。）をして、本新株予約権付社債の要項に従って、本新株予約権付社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるよう最善の努力をするものとします。ただし、かかる承継および交付については、()その時点で適用のある法律上実行可能であり、()そのための仕組みが既に構築されているかまたは構築可能であり、かつ、()当社または承継会社等が、当該組織再編等の全体から見て不合理な（当社がこれを判断する。）費用（租税を含む。）を負担せずに、それを実行することが可能であることを前提条件とします。かかる場合、当社は、また、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとします。本(イ)に記載の当社の努力義務は、承継会社等が、当該組織再編等の効力発生日において、理由の如何を問わず、日本の上場会社であることを当社は予想していない旨の証明書を当社が財務代理人に対して交付する場合、適用されません。「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって、本新株予約権付社債および/または本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社をいいます。

(ロ) 上記(イ)の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は下記のとおりとします。

新株予約権の数

当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に係る本新株予約権の数と同一の数とします。

新株予約権の目的である株式の種類

承継会社等の普通株式とします。

新株予約権の目的である株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編等の条件等を勘案のうえ、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、下記()または()に従います。

なお、転換価額は上記(注)2.と同様の調整に服します。

()合併、株式交換または株式移転の場合、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定めます。当該組織再編等にして承継会社等の普通株式以外の証券またはその他の財産が交付される場合は、当該証券または財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにします。

()上記以外の組織再編等の場合、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債権者が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定めます。

新株予約権の行使に際して出資される財産の内容およびその価額

承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、承継された本社債の額面金額と同額とします。

新株予約権を行使することができる期間

当該組織再編等の効力発生日（場合によりその14日後以内の日）から、本新株予約権の行使期間の満了日までとします。

その他の新株予約権の行使の条件

承継会社等の各新株予約権の一部行使はできないものとします。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金

承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とします。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とします。

組織再編等が生じた場合

承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取り扱いを行います。

その他

承継会社等の新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行いません。承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できないものとします。

(ハ) 当社は、上記(イ)の定めに従い本社債に基づく当社の義務を承継会社等に引き受けまたは承継させる場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には保証を付すほか、本新株予約権付社債の要項に従います。

(3) 【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総数 残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減 額(百万円)	資本準備金残高 (百万円)
平成21年10月1日～ 平成21年12月31日	-	34,004,418	-	14,517	-	15,599

(5) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成21年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成21年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 399,600	-	単元株式数 100株
完全議決権株式(その他)	普通株式 33,540,800	335,408	同上
単元未満株式	普通株式 64,018	-	-
発行済株式総数	34,004,418	-	-
総株主の議決権	-	335,408	-

【自己株式等】

平成21年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社ディスコ	東京都大田区大森北 二丁目13番11号	399,600	-	399,600	1.18
計	-	399,600	-	399,600	1.18

(注) 第3四半期末現在、自己名義所有株式数は397,200株(発行済株式総数に対する所有株式数の割合 1.17%)であります。

なお、他人名義の株式は所有しておりません。

2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	3,420	3,420	4,190	4,980	5,820	6,190	6,100	5,330	5,970
最低(円)	2,460	2,870	3,280	3,690	4,500	5,470	4,860	4,570	4,990

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3【役員の状態】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までにおいて、役員の変動はありません。

第5【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第3四半期連結会計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）及び前第3四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年12月31日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期連結会計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）及び前第3四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表並びに当第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成21年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	29,901	33,418
受取手形及び売掛金	² 19,231	10,963
商品及び製品	4,821	5,533
仕掛品	5,689	5,138
原材料及び貯蔵品	6,799	8,106
その他	1,769	3,217
貸倒引当金	58	71
流動資産合計	68,154	66,306
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	¹ 19,233	¹ 20,324
土地	12,788	12,787
その他(純額)	¹ 18,246	¹ 15,430
有形固定資産合計	50,268	48,542
無形固定資産		
投資その他の資産	710	782
その他	8,362	³ 8,311
貸倒引当金	40	37
投資その他の資産合計	8,322	8,274
固定資産合計	59,301	57,598
繰延資産	38	20
資産合計	127,495	123,925

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成21年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	2 10,013	3,602
短期借入金	1,076	1,072
1年内返済予定の長期借入金	700	3, 4 1,903
1年内償還予定の社債	300	300
未払法人税等	253	214
賞与引当金	881	1,358
その他の引当金	146	117
その他	2 4,899	3,301
流動負債合計	18,270	11,871
固定負債		
社債	2,550	2,700
転換社債型新株予約権付社債	10,000	-
長期借入金	8,550	3, 4 21,747
引当金	741	536
負ののれん	142	209
その他	506	531
固定負債合計	22,490	25,725
負債合計	40,760	37,596
純資産の部		
株主資本		
資本金	14,517	14,517
資本剰余金	15,604	15,599
利益剰余金	57,853	57,342
自己株式	1,065	1,071
株主資本合計	86,909	86,388
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	7	0
為替換算調整勘定	856	610
評価・換算差額等合計	849	610
新株予約権	547	421
少数株主持分	126	130
純資産合計	86,734	86,328
負債純資産合計	127,495	123,925

(2)【四半期連結損益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)
売上高	46,608	41,053
売上原価	23,747	22,241
売上総利益	22,860	18,812
販売費及び一般管理費	19,928	16,862
営業利益	2,931	1,950
営業外収益		
受取利息	-	42
受取利息及び配当金	119	-
負ののれん償却額	97	67
持分法による投資利益	25	20
為替差益	180	-
その他	270	125
営業外収益合計	693	256
営業外費用		
支払利息	17	284
売上割引	21	-
為替差損	-	49
その他	42	40
営業外費用合計	81	374
経常利益	3,542	1,832
特別利益		
前期損益修正益	54	-
一時帰休助成金収入	-	248
その他	12	16
特別利益合計	67	265
特別損失		
固定資産除売却損	450	37
特別退職金	-	105
一時帰休費用	-	179
その他	54	49
特別損失合計	504	372
税金等調整前四半期純利益	3,105	1,725
法人税、住民税及び事業税	570	413
法人税等調整額	435	134
法人税等合計	1,005	548
少数株主損失()	13	4
四半期純利益	2,113	1,182

【第3四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)
売上高	11,110	17,995
売上原価	5,746	9,631
売上総利益	5,363	8,364
販売費及び一般管理費	6,382	6,233
営業利益又は営業損失()	1,018	2,130
営業外収益		
受取利息	-	13
受取利息及び配当金	24	-
負ののれん償却額	26	22
持分法による投資利益	0	14
為替差益	343	-
その他	136	43
営業外収益合計	531	94
営業外費用		
支払利息	6	56
為替差損	-	44
その他	30	7
営業外費用合計	36	108
経常利益又は経常損失()	523	2,116
特別利益		
投資有価証券売却益	1	-
一時帰休助成金収入	-	7
その他	3	8
特別利益合計	5	16
特別損失		
固定資産除売却損	33	9
投資有価証券評価損	-	19
特別退職金	17	14
その他	6	0
特別損失合計	57	44
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失()	576	2,088
法人税、住民税及び事業税	442	187
法人税等調整額	415	621
法人税等合計	26	809
少数株主利益又は少数株主損失()	3	1
四半期純利益又は四半期純損失()	545	1,277

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	3,105	1,725
減価償却費	3,190	3,802
負ののれん償却額	97	67
持分法による投資損益(は益)	25	20
貸倒引当金の増減額(は減少)	96	7
引当金の増減額(は減少)	1,896	-
賞与引当金の増減額(は減少)	-	475
有形固定資産除売却損益(は益)	397	29
受取利息及び受取配当金	119	48
支払利息	17	284
売上債権の増減額(は増加)	11,097	8,404
たな卸資産の増減額(は増加)	105	1,326
仕入債務の増減額(は減少)	5,677	6,561
その他	3,380	3,626
小計	6,815	8,331
利息及び配当金の受取額	128	36
利息の支払額	18	203
法人税等の支払額又は還付額(は支払)	2,715	288
営業活動によるキャッシュ・フロー	4,210	8,451
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	500	-
有価証券の償還による収入	500	-
有形固定資産の取得による支出	11,131	6,649
有形固定資産の売却による収入	55	33
投資有価証券の取得による支出	328	0
無形固定資産の取得による支出	88	32
定期預金の預入による支出	200	9,400
定期預金の払戻による収入	1,000	6,400
その他	32	245
投資活動によるキャッシュ・フロー	10,661	9,895
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	2,948	-
長期借入れによる収入	2,072	-
長期借入金の返済による支出	-	14,397
社債の発行による収入	-	9,976
社債の償還による支出	-	150
配当金の支払額	1,832	673
その他	1	11
財務活動によるキャッシュ・フロー	3,186	5,233
現金及び現金同等物に係る換算差額	237	159
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	3,502	6,517
現金及び現金同等物の期首残高	18,062	33,418
現金及び現金同等物の四半期末残高	14,560	26,901

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

該当事項はありません。

【表示方法の変更】

当第3四半期連結累計期間
(自平成21年4月1日
至平成21年12月31日)

(四半期連結損益計算書)

1. 前第3四半期連結累計期間において区分掲記しておりました「受取利息及び受取配当金」のうち「受取配当金」(当第3四半期連結累計期間6百万円)は、営業外収益の総額の100分の20以下であり重要性が低いため、「その他」に含めて表示することにしました。
2. 前第3四半期連結累計期間において区分掲記しておりました「売上割引」(当第3四半期連結累計期間11百万円)は、営業外費用の総額の100分の20以下であり重要性が低いため、「その他」に含めて表示することにしました。
3. 前第3四半期連結累計期間まで特別損失の「その他」に含めて表示しておりました「特別退職金」(前第3四半期連結累計期間38百万円)は、当第3四半期連結累計期間において金額の重要性が増したため区分掲記しております。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書)

営業活動によるキャッシュ・フローの「賞与引当金の増減額」は、前第3四半期連結累計期間においては「引当金の増減額」に含めて表示しておりましたが、当第3四半期連結累計期間において、より有用な情報を提供するため区分掲記しております。なお、前第3四半期連結累計期間の「引当金の増減額」に含まれている「賞与引当金の増減額」は1,399百万円であります。

当第3四半期連結会計期間
(自平成21年10月1日
至平成21年12月31日)

(四半期連結貸借対照表)

1. 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令(平成20年8月7日内閣府令第50号)の適用に伴い、前第3四半期連結会計期間において「商品」、「製品」、「半製品」として掲記されていたものは、当第3四半期連結会計期間は「商品及び製品」と一括して掲記しております。なお、当第3四半期連結会計期間に含まれる「商品」、「製品」、「半製品」はそれぞれ3,015百万円、1,795百万円、10百万円であります。
2. 前第3四半期連結会計期間において、流動負債の「その他」に含めて表示しておりました「1年内返済予定の長期借入金」は、より有用な情報を提供するため区分掲記することにしました。なお、前第3四半期連結会計期間の「その他」に含まれている「1年内返済予定の長期借入金」は85百万円であります。
3. 前第3四半期連結会計期間において、流動負債の「引当金」に含めて表示しておりました「賞与引当金」は、より有用な情報を提供するため区分掲記することにしました。なお、前第3四半期連結会計期間の「引当金」に含まれている「賞与引当金」は737百万円であります。

(四半期連結損益計算書)

前第3四半期連結会計期間において区分掲記しておりました「受取利息及び受取配当金」のうち「受取配当金」(当第3四半期連結会計期間2百万円)は、営業外収益の総額の100分の20以下であり重要性が低いため、「その他」に含めて表示することにしました。

【簡便な会計処理】

	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)
1. たな卸資産の評価方法	当第3四半期連結会計期間末の棚卸高の算出に関して、実地棚卸を省略し前連結会計年度に係る実地棚卸高を基礎として合理的な方法により算定しております。
2. 固定資産の減価償却費の算定方法	固定資産の減価償却費の算定に関して、定率法を採用している資産については連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して計算する方法によっております。
3. 法人税等並びに繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法	法人税等の納付税額の算定に関して、加味する加減算項目や税額控除項目を重要なものに限定する方法によっております。また、繰延税金資産の回収可能性の判断に関して、前連結会計年度末以降に経営環境等に著しい変化がなく、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められる場合には、前連結会計年度決算において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっており、前連結会計年度末以降に経営環境等に著しい変化があるか、または、一時差異等の発生状況に著しい変化が認められた場合には、前連結会計年度決算において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングに当該著しい変化の影響を加味したものを利用する方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【追加情報】

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成21年12月31日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
<p>1.有形固定資産の減価償却累計額 26,351百万円</p> <p>2.四半期連結会計期間末日満期手形 四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。なお、当第3四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形が、四半期連結会計期間末残高に含まれておりません。</p> <p>受取手形 52百万円 支払手形 602百万円 設備支払手形(流動負債「その他」) 39百万円</p> <p>3.</p> <p>4.</p>	<p>1.有形固定資産の減価償却累計額 23,004百万円</p> <p>2.</p> <p>3.担保提供資産 長期預金 5,000百万円 上記預金は、金融機関との取引のため根抵当に供しております。 なお、対象債務額は以下のとおりであります。 1年内返済予定の長期借入金 500百万円 長期借入金 4,800百万円 合計 5,300百万円</p> <p>4.財務制限条項 ・シンジケートローン 当社の株式会社三菱東京UFJ銀行を主幹事とするシンジケートローン契約(当連結会計年度末残高12,000百万円)には、下記財務制限条項が付されており、これに抵触した場合、借入先の要求に基づき、借入金を一括返済することがあります。 各連結会計年度末日において、当社の貸借対照表純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期の末日又は平成20年3月期決算の末日における純資産の部の金額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。 各連結会計年度の決算期の末日における単体の損益計算書上の経常損益に関して、2期連続して損失を計上しないこと。</p>

当第3四半期連結会計期間末 (平成21年12月31日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)																														
<p>5.当座貸越契約及び貸出コミットメント</p> <p>(1) 当社及び連結子会社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行5行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。</p> <p>当座貸越契約に基づく当第3四半期連結会計期間末の借入未実行残高は次のとおりであります。</p> <table border="0" data-bbox="199 369 746 474"> <tr> <td>当座貸越限度額</td> <td style="text-align: right;">11,971百万円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td style="text-align: right;">- 百万円</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td style="text-align: right;">11,971百万円</td> </tr> </table> <p>貸出コミットメント契約に基づく当第3四半期連結会計期間末の借入未実行残高は次のとおりであります。</p> <table border="0" data-bbox="199 586 746 692"> <tr> <td>貸出コミットメントの総額</td> <td style="text-align: right;">8,000百万円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td style="text-align: right;">- 百万円</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td style="text-align: right;">8,000百万円</td> </tr> </table> <p>なお、貸出コミットメント契約につきましては、以下の財務制限条項が付されており、これに抵触した場合、借入先の要求に基づき、借入金を一括返済することがあります。</p> <p>各連結会計年度末日において、当社及び連結子会社各々が貸借対照表純資産の部の金額を、平成19年3月期決算の末日(うち、1行は直近の決算日の末日)における純資産の部の金額の75%以上に維持すること。</p> <p>各連結会計年度の決算期の末日における単体の損益計算書上の経常損益に関して、2期連続して損失を計上しないこと。</p> <p>(2) 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行5行と平成21年9月30日において新たに貸出コミットメント契約を締結しております。</p> <p>貸出コミットメント契約に基づく当第3四半期連結会計期間末の借入未実行残高は次のとおりであります。</p> <table border="0" data-bbox="199 1377 746 1482"> <tr> <td>貸出コミットメントの総額</td> <td style="text-align: right;">12,000百万円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td style="text-align: right;">- 百万円</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td style="text-align: right;">12,000百万円</td> </tr> </table> <p>なお、貸出コミットメント契約につきましては、以下の財務制限条項が付されており、これに抵触した場合、借入先の要求に基づき、借入金を一括返済することがあります。</p> <p>各連結会計年度末日において、単体の貸借対照表純資産の部の金額を、平成21年3月期決算の末日における純資産の部の金額の75%以上に維持すること。</p> <p>各連結会計年度の決算期の末日における単体の損益計算書上の経常損益に関して、2期連続して損失を計上しないこと。</p>	当座貸越限度額	11,971百万円	借入実行残高	- 百万円	差引額	11,971百万円	貸出コミットメントの総額	8,000百万円	借入実行残高	- 百万円	差引額	8,000百万円	貸出コミットメントの総額	12,000百万円	借入実行残高	- 百万円	差引額	12,000百万円	<p>5.当座貸越契約及び貸出コミットメント</p> <p>(1) 当社及び連結子会社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行5行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。</p> <p>当座貸越契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。</p> <table border="0" data-bbox="853 369 1401 474"> <tr> <td>当座貸越限度額</td> <td style="text-align: right;">13,132百万円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td style="text-align: right;">1,000百万円</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td style="text-align: right;">12,132百万円</td> </tr> </table> <p>貸出コミットメント契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。</p> <table border="0" data-bbox="853 548 1401 654"> <tr> <td>貸出コミットメントの総額</td> <td style="text-align: right;">10,000百万円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td style="text-align: right;">- 百万円</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td style="text-align: right;">10,000百万円</td> </tr> </table> <p>なお、貸出コミットメント契約につきましては、以下の財務制限条項が付されており、これに抵触した場合、借入先の要求に基づき、借入金を一括返済することがあります。</p> <p>各連結会計年度末日において、当社及び連結子会社各々が貸借対照表純資産の部の金額を、平成19年3月期決算の末日(うち、1行は直近の決算日の末日)における純資産の部の金額の75%以上に維持すること。</p> <p>各連結会計年度の決算期の末日における単体の損益計算書上の経常損益に関して、2期連続して損失を計上しないこと。</p> <p>(2)</p>	当座貸越限度額	13,132百万円	借入実行残高	1,000百万円	差引額	12,132百万円	貸出コミットメントの総額	10,000百万円	借入実行残高	- 百万円	差引額	10,000百万円
当座貸越限度額	11,971百万円																														
借入実行残高	- 百万円																														
差引額	11,971百万円																														
貸出コミットメントの総額	8,000百万円																														
借入実行残高	- 百万円																														
差引額	8,000百万円																														
貸出コミットメントの総額	12,000百万円																														
借入実行残高	- 百万円																														
差引額	12,000百万円																														
当座貸越限度額	13,132百万円																														
借入実行残高	1,000百万円																														
差引額	12,132百万円																														
貸出コミットメントの総額	10,000百万円																														
借入実行残高	- 百万円																														
差引額	10,000百万円																														

(四半期連結損益計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)
販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。
(1) 給料及び賞与 4,836百万円	(1) 給料及び賞与 4,023百万円
(2) 賞与引当金繰入額 339百万円	(2) 賞与引当金繰入額 425百万円
(3) 貸倒引当金繰入額 107百万円	(3) 研究開発費 5,251百万円
(4) 研究開発費 6,815百万円	

前第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)
販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。
(1) 給料及び賞与 1,910百万円	(1) 給料及び賞与 1,737百万円
(2) 賞与引当金繰入額 533百万円	(2) 賞与引当金繰入額 173百万円
(3) 貸倒引当金繰入額 104百万円	(3) 研究開発費 1,901百万円
(4) 研究開発費 2,690百万円	

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
(平成20年12月31日現在)	(平成21年12月31日現在)
現金及び預金勘定 14,560百万円	現金及び預金勘定 29,901百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金 -百万円	預入期間が3ヶ月を超える定期預金 3,000百万円
現金及び現金同等物 14,560百万円	現金及び現金同等物 26,901百万円

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成21年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 34,004千株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 397千株

3. 新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権

新株予約権の四半期連結会計期間末残高 親会社 547百万円

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成21年6月23日 定時株主総会	普通株式	336	10	平成21年3月31日	平成21年6月24日	利益剰余金
平成21年11月11日 取締役会	普通株式	336	10	平成21年9月30日	平成21年12月10日	利益剰余金

(2) 基準日が当第3四半期連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)

	電子業界関連製品事業 (百万円)	産業用研削製品事業 (百万円)	その他事業 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	10,568	497	44	11,110	-	11,110
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	9	18	27	(27)	-
計	10,568	507	63	11,138	(27)	11,110
営業利益又は営業損失()	399	1	26	424	593	1,018

当第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)

	電子業界関連製品事業 (百万円)	産業用研削製品事業 (百万円)	その他事業 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	17,573	407	15	17,995	-	17,995
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	9	63	73	(73)	-
計	17,573	416	78	18,068	(73)	17,995
営業利益又は営業損失()	2,862	42	42	2,862	732	2,130

前第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)

	電子業界関連製品事業 (百万円)	産業用研削製品事業 (百万円)	その他事業 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	44,914	1,578	114	46,608	-	46,608
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	33	79	113	(113)	-
計	44,914	1,611	194	46,721	(113)	46,608
営業利益又は営業損失()	5,010	117	82	5,045	2,113	2,931

当第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)

	電子業界関連製品事業 (百万円)	産業用研削製品事業 (百万円)	その他事業 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	39,975	1,029	49	41,053	-	41,053
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	25	107	133	(133)	-
計	39,975	1,055	157	41,187	(133)	41,053
営業利益又は営業損失()	3,943	11	98	3,834	1,883	1,950

(注) 1. 事業区分の方法

製品を主として販売市場の類似性を基準として区分する方法によっております。

2. 各事業区分の主要製品

- (1) 電子業界関連製品事業.....〔精密加工装置〕ダイシングソー、レーザソー、グラインダ、ポリッシャ、ドライエッチャ、サーフェスプレーナー
〔精密加工ツール〕ダイシングブレード、グラインディングホイール、ドライポリッシングホイール
〔精密電子部品〕
- (2) 産業用研削製品事業.....ダイヤモンドホイール、研削切断砥石等
- (3) その他事業.....ソフト開発等

3. 会計処理の方法の変更

前第3四半期連結累計期間

(たな卸資産の評価に関する会計基準)

第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)を適用しております。この変更に伴い、従来の方によった場合に比べて、当第3四半期連結累計期間の営業利益が電子業界関連製品事業で36百万円減少しております。

(連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い)

第1四半期連結会計期間より「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 平成18年5月17日)を適用しております。

これによる損益への影響はございません。

(リース取引に関する会計基準の適用)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度に係る四半期連結財務諸表から適用することができることになったことに伴い、第1四半期連結会計期間からこれらの会計基準等を適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっております。また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、リース取引開始日がリース会計基準適用初年度前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。

これによる損益への影響はございません。

4. 追加情報

前第3四半期連結累計期間

(有形固定資産の耐用年数の変更)

当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、第1四半期連結会計期間より、固定資産の耐用年数の見積りの変更を実施しました。この変更に伴い、従来の方によった場合に比べて、当第3四半期連結累計期間の営業利益が電子業界関連製品事業で210百万円減少しております。

【所在地別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間（自平成20年10月1日 至平成20年12月31日）

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	アジア (百万円)	ヨーロッパ (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	6,442	887	1,982	1,798	11,110	-	11,110
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	2,719	19	285	2	3,027	(3,027)	-
計	9,162	907	2,267	1,801	14,138	(3,027)	11,110
営業利益又は営業損失()	872	1	54	93	832	185	1,018

当第3四半期連結会計期間（自平成21年10月1日 至平成21年12月31日）

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	アジア (百万円)	ヨーロッパ (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	11,892	1,061	3,231	1,810	17,995	-	17,995
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	4,152	22	219	7	4,402	(4,402)	-
計	16,045	1,083	3,450	1,818	22,397	(4,402)	17,995
営業利益	2,090	72	441	239	2,843	713	2,130

前第3四半期連結累計期間（自平成20年4月1日 至平成20年12月31日）

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	アジア (百万円)	ヨーロッパ (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	27,853	3,272	8,789	6,692	46,608	-	46,608
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	12,474	39	781	7	13,302	(13,302)	-
計	40,327	3,312	9,571	6,699	59,910	(13,302)	46,608
営業利益又は営業損失()	3,388	55	405	893	4,631	1,699	2,931

当第3四半期連結累計期間（自平成21年4月1日 至平成21年12月31日）

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	アジア (百万円)	ヨーロッパ (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	27,297	2,441	7,252	4,062	41,053	-	41,053
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	8,871	43	629	34	9,578	(9,578)	-
計	36,168	2,484	7,882	4,096	50,632	(9,578)	41,053
営業利益	2,345	75	729	593	3,743	1,793	1,950

- (注) 1. 国又は地域は、地理的近接度により区分しております。
2. 本邦以外の区分に属する国又は地域の主な内訳は次のとおりであります。
- (1) 北米.....米国
 - (2) アジア.....シンガポール、マレーシア、タイ、中国、韓国、台湾
 - (3) ヨーロッパ.....ドイツ、フランス、イギリス

3. 会計処理の方法の変更

前第3四半期連結累計期間

(たな卸資産の評価に関する会計基準)

第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)を適用しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて、当第3四半期連結累計期間の営業利益が日本で36百万円減少しております。

(連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い)

第1四半期連結会計期間より「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 平成18年5月17日)を適用しております。

これによる損益への影響はございません。

(リース取引に関する会計基準の適用)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度に係る四半期連結財務諸表から適用することができることになったことに伴い、第1四半期連結会計期間からこれらの会計基準等を適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっております。また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、リース取引開始日がリース会計基準適用初年度前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。

これによる損益への影響はございません。

4. 追加情報

前第3四半期連結累計期間

(有形固定資産の耐用年数の変更)

当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、第1四半期連結会計期間より、固定資産の耐用年数の見積りの変更を実施しました。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて、当第3四半期連結累計期間の営業利益が日本で210百万円減少しております。

【海外売上高】

前第3四半期連結会計期間（自平成20年10月1日 至平成20年12月31日）

	北米	アジア	ヨーロッパ	計
海外売上高（百万円）	968	3,867	1,827	6,663
連結売上高（百万円）	-	-	-	11,110
連結売上高に占める海外売上高の割合（％）	8.7	34.8	16.5	60.0

当第3四半期連結会計期間（自平成21年10月1日 至平成21年12月31日）

	北米	アジア	ヨーロッパ	計
海外売上高（百万円）	1,126	10,907	1,559	13,593
連結売上高（百万円）	-	-	-	17,995
連結売上高に占める海外売上高の割合（％）	6.2	60.6	8.7	75.5

前第3四半期連結累計期間（自平成20年4月1日 至平成20年12月31日）

	北米	アジア	ヨーロッパ	計
海外売上高（百万円）	3,224	20,367	6,677	30,269
連結売上高（百万円）	-	-	-	46,608
連結売上高に占める海外売上高の割合（％）	6.9	43.7	14.4	65.0

当第3四半期連結累計期間（自平成21年4月1日 至平成21年12月31日）

	北米	アジア	ヨーロッパ	計
海外売上高（百万円）	2,601	22,860	3,532	28,993
連結売上高（百万円）	-	-	-	41,053
連結売上高に占める海外売上高の割合（％）	6.3	55.7	8.6	70.6

（注）1．国又は地域は、地理的近接度により区分しております。

2．各区分に属する国又は地域の主な内訳は次のとおりであります。

（1）北米.....米国

（2）アジア.....シンガポール、マレーシア、タイ、中国、韓国、台湾

（3）ヨーロッパ.....ドイツ、フランス、イギリス

3．海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

(有価証券関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成21年12月31日)

保有する有価証券が企業集団の事業の運営において重要なものとなっていないため、記載を省略しております。

(デリバティブ取引関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成21年12月31日)

対象物の種類が通貨であるデリバティブ取引が、企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められます。

対象物の種類	取引の種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
通貨	為替予約取引(売建)	11,362	11,672	310
通貨	為替予約取引(買建)	669	680	10

(注)時価の算定方法は、先物為替相場に基づき算定しております。

(ストック・オプション等関係)

当第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)

当第3四半期連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

	平成21年 ストック・オプション A号	平成21年 ストック・オプション B号
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 5名	当社従業員 380名 子会社の取締役および従業員 46名
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注)	普通株式 29,900株	普通株式 77,700株
付与日	平成21年11月13日	平成21年11月13日
権利確定条件	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役もしくは従業員(顧問、相談役を含む。)または当社子会社の取締役もしくは従業員(顧問、相談役を含む。)の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役もしくは従業員(顧問、相談役を含む。)または当社子会社の取締役もしくは従業員(顧問、相談役を含む。)の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。
対象勤務期間	自平成21年11月13日至平成23年11月13日	自平成21年11月13日至平成23年11月13日
権利行使期間	自平成23年11月14日至平成29年11月13日	自平成23年11月14日至平成29年11月13日
権利行使価格(円)	5,853	5,853
付与日における公正な評価単価(円)	1,589	1,589

(注)株式数に換算して記載しております。

(企業結合等関係)

当第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1 . 1 株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成21年12月31日)		前連結会計年度末 (平成21年3月31日)	
1株当たり純資産額	2,560.78円	1株当たり純資産額	2,552.54円

2 . 1 株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額等

前第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)		当第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	
1株当たり四半期純利益金額	62.27円	1株当たり四半期純利益金額	35.18円
潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額	62.16円	潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額	35.04円

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(百万円)	2,113	1,182
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	2,113	1,182
期中平均株式数(千株)	33,938	33,605
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(千株)	57	136
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	平成15年6月26日定時株主総会決議及び平成15年11月5日取締役会決議による新株予約権 (新株予約権の個数 543 個) 平成16年6月24日定時株主総会決議及び平成16年10月21日取締役会決議による新株予約権 (新株予約権の個数 464 個) 平成17年6月24日定時株主総会決議及び平成17年10月26日取締役会決議による新株予約権 (新株予約権の個数 1,000 個) 平成18年6月23日定時株主総会決議及び平成18年10月25日取締役会決議による新株予約権 (新株予約権の個数 228 個) 平成18年6月23日定時株主総会決議及び平成18年10月25日取締役会決議による新株予約権 (新株予約権の個数 619 個) 平成19年10月25日取締役会決議による新株予約権 (新株予約権の個数 308 個) 平成19年6月22日定時株主総会決議及び平成19年10月25日取締役会決議による新株予約権 (新株予約権の個数 710 個) 平成20年10月28日取締役会決議による新株予約権 (新株予約権の個数 834 個) 平成20年6月24日定時株主総会決議及び平成20年10月28日取締役会決議による新株予約権 (新株予約権の個数 827 個) なお、概要は「第4提出会社の状況、1株式等の状況、(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	平成21年10月29日取締役会決議による新株予約権 (新株予約権の個数 299 個) 平成21年6月23日定時株主総会決議及び平成21年10月29日取締役会決議による新株予約権 (新株予約権の個数 772 個) 平成21年11月26日取締役会決議による転換社債型新株予約権付社債 (転換社債型新株予約権付社債の個数 2,000 個) なお、概要は「第4提出会社の状況、1株式等の状況、(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

前第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)
1株当たり四半期純損失金額 16.08円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失が計上されているため記載していません。	1株当たり四半期純利益金額 38.02円 潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額 37.84円

(注) 1株当たり四半期純利益(損失)金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)
1株当たり四半期純利益(損失)金額		
四半期純利益又は四半期純損失() (百万円)	545	1,277
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益または 四半期純損失() (百万円)	545	1,277
期中平均株式数(千株)	33,943	33,606
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(千株)	-	165
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	平成15年6月26日定時株主総会決議及び平成15年11月5日取締役会決議による新株予約権 (新株予約権の個数 543 個) 平成16年6月24日定時株主総会決議及び平成16年10月21日取締役会決議による新株予約権 (新株予約権の個数 464 個) 平成17年6月24日定時株主総会決議及び平成17年10月26日取締役会決議による新株予約権 (新株予約権の個数 1,000 個) 平成18年6月23日定時株主総会決議及び平成18年10月25日取締役会決議による新株予約権 (新株予約権の個数 228 個) 平成18年6月23日定時株主総会決議及び平成18年10月25日取締役会決議による新株予約権 (新株予約権の個数 619 個) 平成19年10月25日取締役会決議による新株予約権 (新株予約権の個数 308 個) 平成19年6月22日定時株主総会決議及び平成19年10月25日取締役会決議による新株予約権 (新株予約権の個数 710 個) 平成20年10月28日取締役会決議による新株予約権 (新株予約権の個数 834 個) 平成20年6月24日定時株主総会決議及び平成20年10月28日取締役会決議による新株予約権 (新株予約権の個数 827 個) なお、概要は「第4提出会社の状況、1株式等の状況、(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	平成21年10月29日取締役会決議による新株予約権 (新株予約権の個数 299 個) 平成21年6月23日定時株主総会決議及び平成21年10月29日取締役会決議による新株予約権 (新株予約権の個数 772 個) 平成21年11月26日取締役会決議による転換社債型新株予約権付社債 (転換社債型新株予約権付社債の個数 2,000 個) なお、概要は「第4提出会社の状況、1株式等の状況、(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

当第3四半期連結会計期間
(自平成21年10月1日
至平成21年12月31日)

(多額な資金の借入れ返済)

当社は一般の有利子負債の圧縮を目的とし、以下の証書借入の繰上返済および第1回無担保変動利付社債の買入消却を行うことにつき、平成22年1月25日および2月2日に金融機関と合意いたしました。

1. 借入時の借入形態

証書借入

第1回無担保変動利付社債

2. 借入先の名称および返済金額

株式会社 みずほ銀行 4,750百万円(証書借入)

株式会社 三井住友銀行 1,900百万円(証書借入)

株式会社 三井住友銀行 2,850百万円(第1回無担保変動利付社債)

3. 返済方法

繰上返済および買入消却

4. 返済の実施時期

平成22年2月26日(証書借入および第1回無担保変動利付社債)

5. 繰上返済および買入消却のための資金調達の方法

自己手元資金

6. 借入金の減少および社債の減少による支払利息の減少見込額

当期の損益に与える影響額は軽微であります。

(リース取引関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成21年12月31日)

取引残高に前連結会計年度の末日に比べて著しい変動がないため、記載を省略しております。

2【その他】

平成21年11月11日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

(イ) 中間配当による配当金の総額・・・・・・・・・・336百万円

(ロ) 1株当たりの金額・・・・・・・・・・10円00銭

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日・・・・平成21年12月10日

(注) 平成21年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払を行います。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年2月13日

株式会社ディスコ
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 椎名 弘 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 森 俊哉 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ディスコの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ディスコ及び連結子会社の平成20年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成21年2月9日開催の取締役会にて借入及び社債の発行並びに自己株式の取得を決議した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年2月15日

株式会社ディスコ
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 椎名 弘 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 森 俊哉 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ディスコの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ディスコ及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、借入金の繰上返済および社債の買入消却を行うことにつき、平成22年1月25日及び2月2日に金融機関と合意した。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。